

令和4年度
外部評価結果報告書

令和4年11月
会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに-----	1
2	外部評価対象政策分野-----	2
3	外部評価結果-----	3
	(1) 政策分野5 生涯学習-----	4
	(2) 政策分野26 地域防災-----	6
	(3) 政策分野31 公共交通-----	8
	(4) 政策分野39 まちの拠点-----	10
4	おわりに-----	12
	(附属資料)	
	1 会津若松市外部評価委員会委員名簿-----	16
	2 会議経過-----	16
	3 根拠条例・要綱等-----	17

1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善のPDCAマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。

また、平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条において改めて位置づけている。

さて、令和4年度外部評価では、「会津若松市第7次総合計画」に掲げる42政策分野のうち「政策分野5 生涯学習」、「政策分野26 地域防災」、「政策分野31 公共交通」、「政策分野39 まちの拠点」の4政策分野を選定し評価を行った。

それぞれ、「政策分野5 生涯学習」においては、市民の学ぶ意欲を喚起するための生涯学習の支援などについての評価、「政策分野26 地域防災」においては、市民の防災意識向上のための取組や体制の状況などについての評価、「政策分野31 公共交通」においては、公共交通の活性化に向けた取組などについての評価、「政策分野39 まちの拠点」においては、市内の重要拠点の整備などについての評価を行った。

それぞれの政策分野の評価にあたっては、担当課との質疑応答や意見交換を実施して検証を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして現在行われている事業の妥当性や今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見として取りまとめた。

今回の評価や意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算や人員の中で全員の創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って市政運営に尽力されることを強く期待する。

会津若松市外部評価委員会	委員長	平澤	賢一
	副委員長	酒井	靖子
	委員	中村	達也
	委員	猪井	郁
	委員	西本	真理子
	委員	佐藤	悠介
	委員	武藤	藍

2 外部評価対象政策分野

外部評価対象の政策分野については、以下のとおり選定した。

政策目標	政策	政策分野	主管部課
(政策目標1) 未来につなぐ ひとづくり	(政策2) 生涯にわたる 学びと活躍の推進	(政策分野5) 生涯学習	教育委員会 ・生涯学習総合センター ・教育総務課 ・各公民館
(政策目標4) 安全、快適な 基盤づくり	(政策7) 災害や危機への 備えの強化	(政策分野26) 地域防災	市民部 ・危機管理課 健康福祉部 ・障がい者支援課 ・高齢福祉課 ・こども家庭課
	(政策8) 地域の活力を支える 都市環境の維持	(政策分野31) 公共交通	企画政策部 ・地域づくり課 ・北会津支所まちづくり推進課 ・河東支所まちづくり推進課
(政策目標5) 豊かで 魅力ある 地域づくり	(政策9) ひとの力を活かした 地域活力の 創造・再生	(政策分野39) まちの拠点	企画政策部 ・企画調整課 ・庁舎整備室 ・地域づくり課 建設部 ・まちづくり整備課

3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。

市当局は令和4年度の行政評価における最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけでなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

政策分野名	5 生涯学習	主管部課	教育委員会 ・生涯学習総合センター ・教育総務課 ・各公民館
目指す姿	誰もが生涯にわたって学び、活躍でき、地域社会の中で輝いているまち		
主な 事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習推進事業 ● 生涯学習情報提供事業 ● 各公民館事業 		

全体の評価

新型コロナの感染状況がまだ落ち着かぬ環境下でありながらも、各公民館や会津図書館において受講定員に近い受講者を集め、市民ニーズをある程度踏まえて実施した点は評価できる。

但し、公民館により活動状況にばらつきが見られる点やデジタル活用の余地が残されている点については、引き続き改善と検討をお願いしたい。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 「誰もが生涯にわたって学び、活躍でき、地域社会の中で輝いているまち」と目指す姿で記されているが、市民全員がそのようになれる環境は整っている。「市民同士のつながり」を生む内容でもあったため期待している。
2. 各公民館事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策により利用制限を受ける中、定員に近い7割から8割程度の受講者を集めており、市民ニーズをある程度把握しているという点については評価できる。今後も感染予防を徹底していくとともに、ウィズコロナに対応した新たな取組を期待する。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 市民に対する周知が広く行き届いていないと感じる。また、利用へのハードルも高いように感じることから、広く利用してもらえるような工夫が必要。

2. デジタルには縁遠い世代だけでなく、デジタルが身近にあり当然のものと感じている若年層等に対しても、デジタル化することの利便性や活用方法などについての説明会等を検討すべきではないか。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 生涯学習推進事業】

1. 市民が地域の中で互いに学びあう「知の循環型社会」に向けて実践出来ている点は評価できる。
2. 今後、市民が世代を超えて、お互いに楽しみながら学べる環境が増えることを期待する。
3. 教育機関や企業等と連携し、学びの成果を地域社会に還元できる人材育成により、地域の活性化につなげてほしい。

【施策2-1 読書活動の推進】

1. 移動図書館（あいづね号）は図書館になかなか行けない市民にとってなくてはならないものであり、日曜運行・商業施設や福祉施設への運行コースを拡大したことは、図書館の利用拡大に大きく貢献していると思う。
2. 令和4年2月に公開した「会津若松市デジタルアーカイブ」に関して、コアな内容の郷土資料にもかかわらず、多くのアクセスがあった報告があった。利用者の利便性向上を図りながら、需要にあったサービスの提供が行われた点は評価できる。

【施策3 地域における社会教育の推進】

1. 公民館の活動状況を市だけでなく、公民館同士でも共有・連携していることは非常に評価できる。その一方で、公民館ごとの活動状況（頻度、講座内容、受講年齢層）などにバラつきが多い印象であるため、幅広い年齢層に活用してもらえるような工夫が望まれる。
2. 公民館の利用方法についてはデジタル活用の余地が大いにあると思う。今後各公民館で共通で使えるツールなどを展開し、無駄を失くしていく取組を期待する。

政策分野名	26 地域防災	主管部課	市民部 ・危機管理課 健康福祉部 ・障がい者支援課 ・高齢福祉課 ・こども家庭課
目指す姿	高い防災意識と充実した消防・防災体制により、災害被害が少ないまち		
主な 事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策事業 ● 個別避難計画作成事業 ● 消防施設整備事業 ● 消防団管理運営事業 		

全体の評価

防災対策、災害時備蓄品整備、消防施設整備の各事業について、計画に基づき適切に取組まれている点は評価できる。

また、高齢者や障がい者に配慮した個別避難計画には、現実的に困難な課題に直面しつつも取組んでいる点も評価できる。

但し、自然災害の絶えない本邦にあって、実施されて当然のレベルの取組みに甘んじぬ様、今後も引き続き改善を重ね取組んでいただきたい。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 地域防災計画に基づき、ハザードマップ作成配布、各種訓練、避難所整備などが適切に進められている。
2. ICTを活用して、アナログとデジタルの両方で高齢者や障害を持つ方へ配慮した市民への防災関連情報連携を実現できるように整備してきたことや、市民の防災意識の向上を図る努力は評価できる。地域防災に関しては直接市民の生命に関わることであり、継続した取組を期待する。

3. 会津若松市は比較的災害の少ない地域であるため、市民の災害に対する危機感が希薄になっていると思われる。防災計画や情報連携だけでなく、各種訓練を実施して検証しているとのことだが、市民への防災意識の向上のためのイベント開催や災害が発生した時を想定して実際に動けるかどうかの市民向けの訓練をより活発化していくことを期待する。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 現状では、せっかく整備できている情報や機能が市民への普及が行き届いていない印象があるため、積極的な情報発信が必要。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 防災対策事業】

1. コロナ収束後は自主防災組織の設立を進め、市民の自助、共助の意識を高めていくような取組を期待する。

【施策1-4～6 個別避難計画作成事業】

1. 高齢者・障がい者等の避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」を作成する際、優先度を決め、優先度の高い方から作成を進めていくことは評価できる。
2. 避難行動要支援者約8,000名の「個別避難計画」作成は容易ではないが、より実効的な計画作成を迅速に進めてほしい。

【施策2-3 消防団管理運営事業】

1. 消防団の役割として、災害時に動ける人員の確保が目的であれば、検閲や出初・ポンプ点検などの行事を減らし、人命救助の初動力となるような研修や指導中心の組織へ見直す必要があるのではないかと。
2. 団員の抱える課題を解決すべく、団員の負担軽減と行事や訓練などに対する参加しやすい実践内容の見直しなどを検討・協議することは評価できる。機能別消防団員を充実し、団員の負担を軽減することも有効である。
3. 人員確保について、団員募集のPR活動においても、報酬の増額だけでなく、災害時に備えて命を守る実践的な知識と技術を習得でき、自分や家族を守ることに繋がるといった利点を増やしていくことが団員増加に繋がるのではないかと。

政策分野名	31 公共交通	主管部課	企画政策部 ・地域づくり課 ・北会津支所まちづくり推進課 ・河東支所まちづくり推進課
目指す姿	公共交通ネットワークの再構築と活性化により公共交通利用者が増え、市内外の交流が盛んなまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 会津総合開発協議会特別負担金 ● 新モビリティサービス推進事業 ● 広域交通確保維持改善事業 		

全体の評価

新型コロナ感染等の影響で鉄道・バスの利用者数が減少した環境下にあっても、地元交通事業者やICT企業と連携し、利用者に付加価値の高いサービスを提供した点は評価に値する。

また、公共交通空白地域における空白地域解消の取組についても評価できる。ICT活用などによる、さらなる利用者増加策の取組を期待したい。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 人口減少に加え、新型コロナウイルス流行の影響で運営が財政的に困難になっている状況下で、ICT導入や地域連携を積極的に実証し、一定の傾向分析を得られたことは評価できる。
2. 地元交通事業者やICT企業と連携し、付加価値の高いサービスを提供することは利用者の増加につながり、有効的であるため評価できる。高齢者にも利用しやすいICTの活用を期待する。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 市民の利用だけでは黒字化が困難な状況下である市の公共交通に対して、広域交通確保を引き続き整備していくことは確かに重要だが、負担金という形ではなく、実証データを活用して運営指導や改善計画を立案・推進できるような、結果につながる支援を実現してほしい。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 会津総合開発協議会特別負担金】

1. 会津若松市としての多額の負担金が支出されていることから、観光産業向けの在り方と、市民の利便性の在り方を切り分けて、会津・野岩鉄道の存続が本当に必要であれば、現実的な解決方法を早急に協議して行く必要がある。

【施策1-11 新モビリティサービス推進事業】

1. 金川町・田園町地区のA I オンデマンドバス、相乗りタクシーの実証運行、デジタルチケットの導入、車内混雑状況等情報提供の実証など、I C Tを活用した新しい移動サービスを実施し、利便性の向上を図る取組は評価できる。
2. 物価や燃油価格の高騰、S D G sにより省エネ志向が後押ししている昨今、マイカー通勤よりも公共交通機関を利用したい市民意識は高いのではないか。市内の学校・企業に対する公共交通利用推進の働きかけや、より多くのI C T・実証データを活用した路線の再編、さらにM a a S連携を活用したオンデマンドサービス等の積極的導入による成果を期待している。
3. 観光需要との相乗効果のためにはI C Tは必須。関係機関との連携も深めて、無駄のない効果的なサービスを実現していただくことを期待する。

【施策1-13 地域内交通構築・支援事業】

1. 公共交通空白地域が多かった北会津・河東・湊の各地区に地域内交通の導入を進め、地域住民の協力を得ながら公共交通空白地域の大幅な改善に繋げる取組は評価できる。
2. 「地域住民が主体的になり運行する」という点については、地域コミュニティの維持という観点からもよい取組であり評価できる。

【施策1-17 J R只見線維持管理費負担金】

1. 維持管理費の行政負担が少しでも減少するよう意を用いながら、今後の利用促進に向けた取組を進めてほしい。

政策分野名	39 まちの拠点	主管部課	企画政策部 ・企画調整課 ・庁舎整備室 ・地域づくり課 建設部 ・まちづくり整備課
目指す姿	人、物、情報がつながる、賑わいと活気の創造に向けて、市民に親しまれる拠点が整っているまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 新市建設計画の進捗管理 ● 庁舎整備事業 ● 会津若松駅前都市基盤整備事業 ● まちの拠点整備事業 		

全体の評価

新市建設計画主要事業の着手率が96%となった点、市役所庁舎の整備が進められている点は評価できる。

但し、会津若松駅前の整備などの基盤整備計画や中心市街地の活性化につながる機能や施設、整備手法、事業費、スケジュール等の確定していない事項もある。これらに関しては関係機関との協議により検討されている模様ではあるが、長年の課題でもあり、利用者安全確保の観点からは確実に、かつ早急に進めていただきたい。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 「まちの拠点」の整備は、まちづくりの根幹に係る大きな問題である。観光資源を多数有する会津若松市にとってまちづくりは市の経済に直結しているものと思う。駅前の整備、未利用地の利活用、老朽化した施設の整備等やらなければならないことは多くあるが一つひとつの事業が個別の取組みで終わることなく、点が面になるような複合的な視点での事業執行を望む。
2. 新市建設計画の推進、市役所庁舎の整備が順調に進められている点は評価できる。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 賑わいと活気あるまちづくりを目指すため、市内全域を俯瞰し、どこにどんな機能があったらまちが活性化するか、試案を市民に提示し、市民と行政とでより良い構想を練り上げていく体制を構築するなどの動きが、具体的にスピード感を持って進められていくことが望まれる。
2. 必要な諸手続きが多く、慎重な判断が重要であることは理解できるが、余りにも時間を要している事業もあり、市民の期待に応えられていないのではないか。民営化等も含めて、最適な進め方を検討し、市民に進捗情報を共有すべき。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 新市建設計画の推進】

1. 市町村合併の効果として、行政運営の効率化、市民サービスの向上において多くの利点があり、経費の削減など多くの結果も出している点は評価できる。
2. 北会津/河東地区の合併による市民サービスの向上について、特に教育面での教員配置に起因すると推察されている学力低下、市の手続きの一部が本庁舎に行かないと受け付けられないこと、観光においては会津若松市として北会津/河東の資源を活かしたPRが非常に少ないことなど、今後は規模を拡大していただくことを検討してほしい。

【施策2-1 庁舎整備事業】

1. 市役所本庁舎について、市民や議会などの意見・提言を取り入れ、行政サービスのデジタル化に対応した新たな庁舎の整備を進めていることは評価できる。
2. 本庁舎旧館の保存・活用は会津の歴史・文化を伝承するために重要であり、引き続き有効な活用方法を綿密に検討してほしい。

【施策3-1 会津若松駅前都市基盤整備事業】

1. 会津若松駅前の整備については、関係機関との協議が進められているということだが、利用者の安全性を確保するため早急に進めるべき。

【施策4-1 まちの拠点整備事業（県立病院跡地利活用検討）】

1. 「県立病院跡地利活用基本計画」の策定に向けた市民ワークショップを開催し、市民のアイデアや意見を取り入れようとした取組は評価できる。

4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

【外部評価制度について】

1. 外部評価制度は、市が取り組む施策や事業の成果、方向性に対し、市民や学識経験者などで構成される外部評価委員から意見や提案がなされる仕組みであり、行政サービスの見直しと改善の観点からは必要不可欠である。
2. 外部評価の内容がとっつきやすく編集され（興味をそそるように）、多くの市民の目に触れることを希望する。
3. 各政策分野について中心的に活動している会津若松市の各課の話を直に聞き、質疑応答していただけることで、市の積極的な取り組みを感じることができた。
4. 過去の外部評価委員会での指摘を踏まえ、映像や写真等も活用しながら、現在までの取組に関する説明を受けると、外部評価を行っている意味が委員にも伝わりやすくなると思う。
5. 初回の委員会において、前回までの振り返りと、過去の外部評価委員会からの指摘を受けてどの様に改善したのかについて説明してほしい。
6. 特に細かい文字が並ぶような資料はA3版にするなど、質問票や文字の見やすさを重視してほしい。
7. 実質3回の会議で4つの政策分野について審議をするのは、時間的にも十分とは言えず、深まりのあるものにするのは大変だと感じた。昨年度も同様の指摘があるが、会議回数と会議時間について再考が必要かもしれない。
8. 質問票や評価票の作成期間が短かったため、時間的に余裕がほしい。
9. 各政策分野の担当課における事業の取組を、各担当課において◎○△（Very good・Good・Not good）で自己評価する方式を昨年度から導入したが、各担当課による事業に対する認識が外部評価委員にとって分かり易くなった点は評価できる。

10. Very good (=◎) などと、事業の取組を提示して頂いたのは、自己評価にもなり、焦点も当てやすく良かったと思う。
11. 評価票について、政策分野全体と事務事業毎の2部に分かれているが、政策分野全体の評価判断が毎回難しいと感じている。
12. 昨年も声があったが、ただ書面を読むだけではなく、実際の取り組みや成果のイメージがつく画像や動画などの紹介があると、なお良いと思う。
13. 委員会の事務局担当者へのバックアップ体制に疑問を感じた。従来見られた様な二名体制か、前任者によるサポート体制が必要なのではないか。
14. 以前の委員会でも度々申し上げているが、政策分野ごとの取組が他の分野に重なるところが各所で見られるので、政策分野の「横串」検討をした見直しが必要だと思う。
15. 委員会での議論で繰り返し指摘されたが、各担当課において横の連携をとることの大切さが反映される様に検討していただきたい。
16. 事務事業評価票の予算の欄において人件費が示されている。しかし、その事業遂行に新たに発生した人件費を示すものではなく、一般的に認識する人件費とは異なることから、外部評価を行う上では、どのように受け止めるべき数値なのかがわからない。
17. 各資料の中で示される数値も市内で比較したものが多い。類似した自治体等で行われている同様の事業での数値と比較すれば、外部評価委員にとって評価し易いのではないか。
18. 現状の制度では、委員は2期4年を限度に再任できる。委員全員を一度に改選するよりも、何名かを再任して残す様にした方が、より効率的、効果的な委員会運営ができるのではないか。

(参考) これまでの改善経過

外部評価の意見を踏まえて、改善のあった点を以下に記載する。

【平成29年度】

● (意見) ホームページで委員名と委員会の日程、議題を公開し、市民傍聴の機会を拡充すべきと考える。

⇒ (改善点) 市ホームページでの周知が図られた。

● (意見) 外部評価委員会における評価結果について、それらが施策にどのように反映されたかを示すべきである。

⇒ (改善点) 資料に基づき説明がなされ、評価結果への対応状況や今後の方針について確認を行った。

【平成30年度】

● (意見) 評価対象施策を6分野としたが、4分野が適正である。

⇒ (改善点) 評価対象施策を4分野とした。

【令和元年度】

● (意見) 委員会開催日が8回に及び、時間的、事務的負担を考慮すると、現行の方法を再検討することも必要である。一方、毎回の委員会のタイムスケジュールに余裕がないため、評価対象施策の数も検討する必要がある。

⇒ (改善点) 上記意見や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象政策分野数を2分野とし、時間的、事務的負担の軽減を図った。

● (意見) 今年度の評価を踏まえ、次年度の施策にどのように反映し、取り組んだ内容と成果を報告すべきである。

⇒ (改善点) 令和元年度外部評価結果報告書のうち、【政策全体の見直し、改善、留意すべき点】に記載された意見等について、令和2年度における対応状況を報告した。

【令和2年度】

● (意見) 外部評価制度は、市の施策や事業のこれまでの取組や成果、改善の方向性に対し、行政内部だけで評価するのではなく、市民や学識経験者など外部の視点からの意見や提案等を取り入れる機会となるものであり、重要な取組である。

● (意見) 過年度において、外部評価の対象となった政策分野について、外部評価委員からの意見等を検討していないと感じるものがある。外部評価の機能が発揮されているか不明である。

今後は、外部評価結果での意見を踏まえ、どのような検討や改善が図られたのか報告すべきである。

→（改善点） 外部評価結果を踏まえながら、翌年度以降の行政評価に取り組んでいる。外部評価結果で意見等を受けた施策・事務事業の具体的な対応結果は、今後、行政評価とは別の形で可視化できるように取り組んでいく。

●（意見） 改善が見えない仕組みであれば、点数やABCで評価を行うことも必要ではないか。

→（改善点） 特筆すべき事業を抽出し、所管課が特に成果を感じている事業、又は、課題を感じている事業を一覧にし、可視化した。

●（意見） 外部評価委員への就任当初は、評価ではなく、政策への提言や陳情のようになってしまったことを反省している。

各委員が制度の内容や役割を理解できるよう、事務局には十分な説明を行ってほしい。

→（改善点） 行政評価施策評価表とは別途、特筆すべき事業の一覧や、スライド資料の作成、モニターを活用した画像閲覧などを行い、施策等の説明の手法を工夫した。

●（意見） 評価を行うにあたっては、資料を読み解くことが中心となり、担当課との質疑応答や、委員間での議論の時間も短いことから、対象政策分野に対する理解が深まりづらい。

また、質疑応答のやり取りの中でかみ合わない場面があった。

今後は、現地視察や映像資料の活用、及び十分な協議時間の確保などを検討すべきである。

→（改善点） 上記の工夫のほか、質疑応答の時間を多く設けるなど、説明会の進め方の改善を図った。

●（意見） 本年度においては、昨年度の外部評価制度に対する意見や、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、評価の対象となる政策分野数をこれまでの半分となる2分野としたが、次年度以降は、3～4分野を対象とした評価を検討していただきたい。

→（改善点） 令和3年度は4分野を対象に評価を行った

【令和3年度】

●（意見） 4回の委員会で4分野の検討はなかなか大変だったと感じた。事前に配布された資料は自分なりに読んで委員会に参加したが、全体を見渡すことはなかなか難しく、その分野で特に問題と感じていること、この点について特に外部の方の意見を聞きたいという絞りこんだ観点を示して頂いた方がより深められると思う。時間的、回数的にも厳しいものがあった。

→（改善点） 事前に自己評価を行った資料を配布し、重点的に評価が必要な事業を示した。また資料の様式を見直した。

附属資料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿 任期：令和3年度・令和4年度

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	平澤 賢一	学識経験者（会津大学短期大学部教授）
副委員長	酒井 靖子	学識経験者（税理士）
委 員	中村 達也	学識経験者（司法書士）
	猪井 郁	学識経験者（男女共同参画団体）
	西本 真理子	公募市民委員
	佐藤 悠介	公募市民委員
	武藤 藍	公募市民委員

2 会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	7月20日	・対象施策（05生涯学習、39まちの拠点）説明
第2回	8月23日	・対象施策（05生涯学習、39まちの拠点）質疑応答 ・対象施策（26地域防災）説明
第3回	10月21日	・対象施策（26地域防災）質疑応答 ・対象施策（31公共交通）説明・質疑応答
第4回	10月31日	外部評価結果報告書 内容検討

評価の
流れ

- ①政策分野の施策評価票について所管課により説明
↓ 各委員から質問
- ②政策分野の取組に対する質問及び回答
↓ 各委員が評価案を作成
- ③政策分野に対する評価を決定

3 根拠条例・要綱等

会津若松市自治基本条例（抜粋）

（平成28年6月29日施行）

（行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の

進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るととも

に、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を

確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

会津若松市外部評価委員会開催要綱

（平成17年6月13日決裁）

（平成19年6月1日一部改正）

（平成29年3月21日一部改正）

（開催）

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 学識経験者等 4人

(2) 公募による市民 3人

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。

- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。